

京都府危機管理調整会議

(熊本県における高病原性鳥インフルエンザ)

日 時：平成 2 6 年 4 月 1 4 日 (月)
1 1 時 0 0 分～

場 所：京都府職員福利厚生センター 3 階
災害対策本部会議室 (第 1 会議室)

次 第

- 1 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの状況について
- 2 国の動き及び府県への指示について
- 3 京都府内の対応について
- 4 その他

京都府危機管理調整会議

(熊本県における高病原性鳥インフルエンザ)

平成26年4月14日
福利厚生センター第1会議室

資料 1

熊本県における高病原性
鳥インフルエンザの状況について

熊本県ホームページ抜粋

県内における鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について 更新日：2014年4月13日

○県内の鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

本日（平成26年4月13日）、球磨郡多良木町の養鶏農場（ブロイラー）で飼養されている鶏について、鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。また、当該農場の飼養管理者は、別農場（相良村）の管理も行っていたため、当該農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。本県においては、「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置し、速やかに防疫体制を構築しました。

○県の対応について

（1）「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部」について

◆平成26年4月13日 蒲島知事を本部長とする「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置し、併せて同会議を開催しました。

→ [第1回対策本部会議資料 \[PDF ファイル/538KB\]](#)

（2）消毒ポイントについて

◆平成26年4月13日 鳥インフルエンザ発生拡大を防ぐため、「消毒ポイント」を設置しました。

→ [消毒ポイント一覧はこちら \[PDF ファイル/26KB\]](#)

→ [消毒ポイント位置図はこちら \[PDF ファイル/1.28MB\]](#)

消毒ポイントを通られる際には、ご協力をお願いいたします。

→ [畜産関係者・県民の皆様へ \[PDF ファイル/189KB\]](#)

→ [畜産関係者の皆様へ \[PDF ファイル/187KB\]](#)

○家畜の疾病に関する相談窓口

鶏などの家畜の病気に関してのお問い合わせにつきましては、農林水産部生産局畜産課または最寄りの家畜保健衛生所にお尋ねください。

○鳥インフルエンザとは

[鳥インフルエンザについて \[PDF ファイル/218KB\]](#)

○これまでの報道資料

◆4月13日 [報道資料（第1報） \[PDF ファイル/98KB\]](#)

○営農に関するご相談

鳥インフルエンザの影響を受けた畜産農家の営農に関するご相談につきましては、下記までお問い合わせください。

○鳥インフルエンザに関する情報（リンク）

◆ [農林水産省/熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について](#)

◆ [農林水産省/鳥インフルエンザに関する情報](#)

◆ [環境省/高病原性鳥インフルエンザ対策に関する情報](#)

◆ [厚生労働省/鳥インフルエンザ](#)

◆ [動物衛生研究所/高病原性鳥インフルエンザ](#)

平成26年4月13日

「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議」の開催 について

球磨郡多良木町及び相良村の養鶏農場で鳥インフルエンザの疑い事例が発生しました。

このため、本日（4月13日）9時30分に知事を本部長とする「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議」を開催しますのでお知らせします。

1 日 時 平成26年4月13日 9時30分から

2 場 所 県庁新館201会議室

3 内 容

- (1) 県内における鳥インフルエンザの状況について
- (2) 防疫対策について
- (3) その他

4 その他

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から既に飼養家きん等の移動を制限しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両などからウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様方からの苦情や防疫作業等への影響が懸念されます。このため、農場はもとより、その周辺農場への取材については、厳に慎みくださるよう御協力をお願いします。
- 今後とも、できる限り情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

【問合せ先】

畜産課 鬼塚、網田

内線 5421

直通 096-333-2401

熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部会議及び幹事会次第

日時：平成26年4月13日（日）

午前9時30分から

場所：県庁新館201会議室

1 開会

2 議事

(1) 発生状況及びこれまでの取組について

(2) 今後の防疫対策について

(3) その他

3 閉会

鳥インフルエンザとは

鶏、ウズラ、アヒル、七面鳥などの家禽^{かきん}がもっているA型インフルエンザウイルスによる感染症で、ヒトの季節性インフルエンザとは感染症法上で区別されています。鳥インフルエンザウイルスは、鳥に対する病原性の強さから高病原性と低病原性に分類され、ヒトへの感染例が確認されているものは、高病原性はH5N1およびH7N7亜型ウイルス、低病原性はH9N2亜型ウイルスがあります。

高病原性H5N1ウイルスのヒトへの感染は、主に生鳥マーケットへの立ち入りや病鳥の調理などの濃厚接触により、その体液や排泄物を吸飲したり、生肉を摂食することで起こります。発症後の致死率は60%です。しかし、十分に加熱処理された鶏肉や、鶏卵からの感染はみられていません。現時点でヒトからヒトへの感染は確認されておらず、いずれも散発例のみで、感染事例は中国、東南アジアおよび中東諸国から報告されています。

県内における鳥インフルエンザの発生状況

1 異常家きん等の通報

通報日時：平成26年4月12日 15時30分

通報者住所：熊本県球磨郡

通報内容：家きん舎5棟のうち1棟での死亡数の増加

4月11日：70羽死亡、4月12日：200羽死亡

2 現地調査（立入検査）

平成26年4月12日 18時50分開始

3 農場詳細

【1例目】住所：熊本県球磨郡多良木町

飼養羽数：56,000羽（45日齢）、家きん舎5棟

用途：肉用鶏

【2例目】住所：熊本県球磨郡相良村

飼養羽数：56,000羽（17日齢）

用途：肉用鶏

4 検査所見

(1)死亡羽数の推移

【1例目】

		4月11日	4月12日
家きん舎（4号棟）	羽数	70	200

他の家きん舎（1～3、5号棟）については、著変なし

【2例目】著変なし

(2)鳥インフルエンザ簡易検査の結果

10羽中、6羽陽性

5 農場への指示事項

移動制限、部外者立入制限、出入り口制限

6 遺伝子検査材料の採取（検体数）

10検体

7 その他参考となる情報

(1)埋却場所：場内に埋却

(2)周辺農場戸数、羽数

移動制限区域（3km以内） 5戸 43,014羽

搬出制限区域（3km～10km） 42戸 398,225羽

8 遺伝子検査

実施検体数10検体数中、陽性検体数 検体

今後の防疫対応について

1 発生地の防疫措置

初動の防疫対応が最も重要であるため、24 時間以内の殺処分及び 72 時間以内の埋却処分等を迅速に行い、感染拡大を防止する。

- ① 患畜・疑似患畜の特定
- ② 家きんの評価
- ③ 殺処分及び死体の埋却
- ④ 汚染物品の処分
- ⑤ 農場等の消毒

2 移動の制限 *別紙参照

- ① 移動制限：発生農場を中心として半径 3 km 以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域を設定し、感染拡大を防止。
- ② 搬出制限：発生農場の中心から半径 10 km 以内の移動制限区域に外接する区域と設定し、感染拡大を防止。(搬出制限区域内であれば家きん等の移動はできるが、区域外への移動、搬出はできない地域として設定)

3 消毒ポイントの設置

発生農場から外側へ感染拡大を防止するために、知事の指示により半径 3 km 及び 10 km 地点を中心に広範囲に消毒ポイントを設置。(別紙参照)

4 調査・検査

①疫学調査

発生農場における過去 21 日間の家きん、人及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連のある家きんに関する調査を実施。

②発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜判定後、原則 24 時間以内に、移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施。

③清浄性確認検査

発生農場防疫措置の完了後 10 日が経過した後に②と同様の検査を実施。

5 移動制限の解除

鳥インフルエンザの継続発生がない場合は、全ての発生農場防疫措置完了後 21 日が経過後に移動制限を解除する。

6 風評被害の防止

感染した鶏の肉、卵が市場に出回ることはありません。また、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていないことを PR する。

7 注意喚起の徹底

県民、県内養鶏場、市町村、関係機関・団体への情報提供、注意喚起を随時実施。また、ホームページに発生情報等を随時アップする。

熊本県の鳥インフルエンザ防疫の取組み

H26. 4. 13

○意識啓発

- ・ 熊本県防災情報メールサービスを利用し、関係者に対し口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生など、情報の迅速な周知。
- ・ 平成 24 年から毎月 20 日を「くまもと家畜防疫の日」に制定し、県下一斉の農場消毒の徹底。
- ・ 原則、年 1 回以上の全農家（牛、豚、鶏）へ立ち入り検査
- ・ 各家畜保健衛生所を中心に悪性家畜伝染病防疫に関する講習会の開催。

○防疫演習の実施状況

- ①平成 25 年 9 月・10 月に熊本県鳥インフルエンザ防疫演習。
- ②平成 25 年 10 月・12 月に南九州三県（熊本、宮崎、鹿児島）合同鳥インフルエンザ防疫演習。
- ③平成 25 年 11 月に全国一斉鳥インフルエンザ防疫演習。
- ④家畜保健衛生所または地域振興局単位で防疫演習等を実施。
- ⑤球磨地域では、平成 25 年 11 月 18 日に開催。

○鳥インフルエンザのモニタリング調査

- ・ 毎月 15 戸の定点養鶏場についてモニタリング検査を実施
- ・ 鳥インフルエンザの発生が最も危惧される 11 月から 3 月までの 5 ヶ月間を特別防疫対策期間に設定し、モニタリング検査戸数の増、立入検査を強化。

(参考)

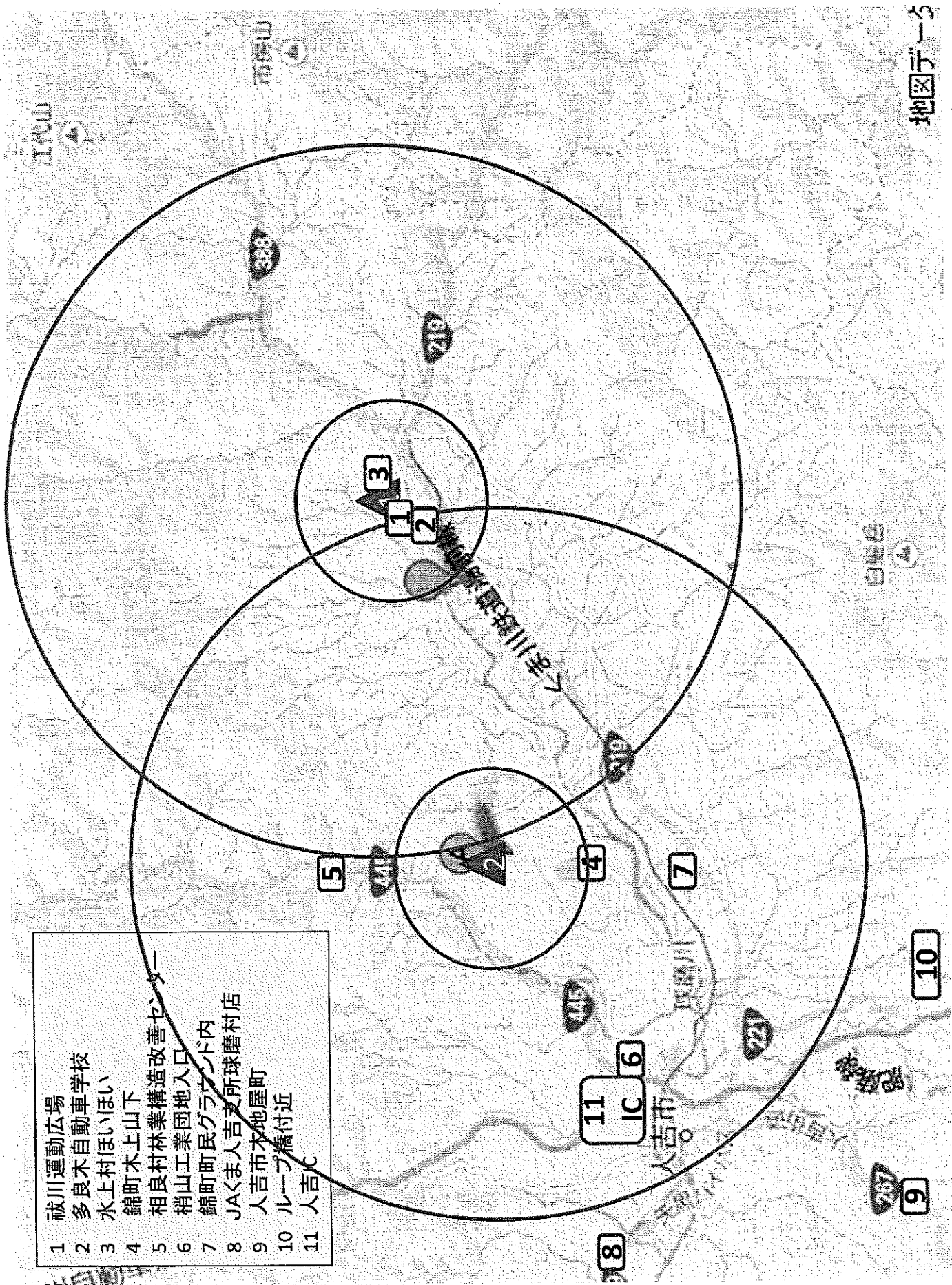
○死亡鶏の報告徴求

- ・ 飼養羽数 100 羽以上の養鶏場から毎月の死亡羽数報告。

家畜防疫対策に係る消毒ポイント一覧

番号	名称 (具体的な施設名等)	市町村	住所	主要関係道路	対象施設の設置方向	消毒時間	消毒方法 (噴霧 or マット)	備考
1	祓川運動広場	多良木町	多良木町大字黒肥地	フルーティーロード	湯前方面から人吉市中心部へ向かう左側	24時間	噴霧式	多良木1km
2	多良木自動車学校付近	多良木町	多良木町大字黒肥地	県道33号線	湯前方面から人吉市中心部へ向かう左側	24時間	マット式	多良木3km
3	水上村ほいほい広場	水上村	水上村岩野字上楠	フルーティーロード		24時間	噴霧式	多良木3km
4	錦町木上山下	錦町	錦町木上山下	県道33号線	人吉市に向かう左側	24時間	噴霧式	相良3km
5	相良村林業構造改善センター	相良村	相良村四浦	国道445号線		24時間	マット式	相良3km
6	梢山工業団地入口	人吉市	人吉市鬼木町	フルーティーロード	人吉市中心部へ向かう左側	24時間	噴霧式	相良3km
7	錦町町民グラウンド内	錦町	錦町一武	国道219号		24時間	マット式	相良10km
8	旧第3ポイント (JAくま人吉支所球磨村店)	球磨村	渡乙1614-1	国道219号線		24時間	噴霧式	相良10km
9	人吉市木地屋町	人吉市	人吉市木地屋町	国道267号線	人吉市中心部へ向かう左側	24時間	噴霧式	相良10km
10	ループ橋付近	人吉市	人吉市段塔町	国道221号線	人吉市中心部へ向かう左側	24時間	マット式	相良10km
11	人吉IC	人吉市					マット式	

- 1 祓川運動広場
- 2 多良木自動車学校
- 3 水上村ほいほい
- 4 錦町木上山下
- 5 相良村林業構造改善センター
- 6 梢山工業団地入口
- 7 錦町町民グラウンド内
- 8 JAくまろ吉支所球磨村店
- 9 人吉市本町
- 10 ルーヴ橋付近
- 11 人吉IC



畜産関係者・県民の皆様へ

県内で鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

鳥インフルエンザは、鶏、七面鳥、力モなどの家きんの病気であり、感染力が強く、まん延すると畜産業に大きな影響を及ぼすため、現在関係者が全力でまん延防止策を講じています。このため、以下のような点に十分に注意しましょう。

畜産関係者の皆様

- 鳥インフルエンザの発生地には近づかないようにしましょう。
- 農場の出入りの際には、車両、長靴、作業服などの消毒を徹底しましょう。
- 他農場や畜産関係施設への訪問はできるだけ控えましょう。
やむを得ず訪問する場合には、消毒を徹底しましょう。
- 家きんの健康状態をよく観察し、異常を見つけたら早期に獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

一般の皆様

- 感染した鶏の肉・卵が市場に出回ることはありません。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- まん延防止のため、鶏、七面鳥、力モなどに接触する場合には、その前後に十分に手洗いと消毒を行いましょう。

平成26年4月 熊本県

平成26年4月13日
16時00分

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の状況については、次のとおりです。

1 殺処分の状況について

- | | | |
|----------|------|--------------------------|
| (1) 開始時刻 | 多良木町 | 10時30分から |
| | 相良村 | 13時15分から |
| (2) 処分羽数 | 多良木町 | 6,000羽(本日15時現在)56,000羽中 |
| | 相良村 | 11,000羽(本日15時現在)56,000羽中 |

2 埋却処分の状況について

埋却中

3 消毒ポイントの状況について

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 運用開始時間 | 12時30分から |
| (2) 消毒ポイント | 4か所稼働 順次稼働予定 |
- ※ さらに必要となるポイントも調整中

4 発生状況確認検査(移動制限区域内の農家)の状況について

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 立入検査戸数 | 2戸(指針に基づき100羽以上の農場について実施) |
| (2) 検査状況 | 臨床症状異常なし |

5 県内養鶏場に対する確認(本日15時現在)

中央家保管内	47/51戸
城北家保管内	74/76戸
阿蘇家保管内	47/47戸
城南家保管内	40/40戸
天草家保管内	13/15戸

※ 本日中午に終了予定

【その他】

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から既に飼養家きん等の移動を制限しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両などからウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様方からの苦情や防

疫作業等への影響が懸念されます。このため、農場はもとより、その周辺農場への取材については、厳に慎みくださるよう御協力をお願いします。

- 今後とも、できる限り情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

【 問合せ先 】

畜産課 鬼塚、網田

内線 5421

直通 096-333-2401

資料 2

国の動き及び府県への指示
について

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

本日、熊本県の肉用鶏農場①において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対処方針を決定しました。

また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。

当該 2 農場は、症状が出た農場で簡易検査が陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：

①発生疑い農場

熊本県球磨郡（くまぐん）多良木町（たらぎまち）

②飼養者が同一の農場

同県同郡相良村（さがらむら）

飼養状況：

① 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

② 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

2. 経緯

(1) 昨日午後、熊本県は、死亡鶏増加等の通報を受けて農場①の立入検査を実施。

(2) インフルエンザ簡易検査で死亡鶏の 5 羽中 5 羽で陽性。

(3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動制限を指示するとともに、遺伝子検査を実施。

(4) 本日、遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。

(5) また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定。なお、同県が当該別農場についても移動制限を指示済み。

3. 今後の対応

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3 km 以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3 km から10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査で陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第45回 家き ん疾病小委員会」の開催について

農林水産省は、平成 26 年 4 月 13 日（日曜日）に、「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 45 回 家きん疾病小委員会」を開催いたします。
会議は非公開です。ただし、冒頭のカメラ撮影は可能です。

1 概要

熊本県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に関し、今後の防疫措置に係る技術的な助言を得るため、「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 45 回 家きん疾病小委員会」を開催いたします。

また、今回の議事概要は、会議終了後に以下の URL で公開いたします。

<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/index.html>

2 開催日時及び場所

日時：平成 26 年 4 月 13 日（日曜日）13 時 00 分～15 時 00 分（予定）

会場：農林水産省 本省 4 階 第 2 特別会議室（ドア No. 467）

所在地：東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

3 議題

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

<添付資料>

- ・家きん疾病小委員会委員名簿

写

26消安第312号

平成26年4月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、熊本県内の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨、熊本県に対して通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、熊本県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期するため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 熊本県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導
- (3) 強化通知の立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認

2 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再確認し、必要な手当を行うとともに、本病発生時の通報・連絡体制を再確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について、再点検を行うこと。

3 適確な初動対応の徹底について

異常家きの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家き及び家きの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。

写

26消安第314号
26食産第239号
26生畜第95号
平成26年4月13日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局食品小売サービス課長
食品製造卸売課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今般、熊本県下において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、関係団体に対し別添のとおり通知しましたので、御了知願うとともに、関係者への御指導方お願いいたします。

また、地方農政局等においては、当該県産の家きんの肉及び卵に関し、管内都道府県下での各店舗における、不適切な説明や告示、取引中止などの不当な取扱いが行われていないかどうか、関係部局と連携して巡回点検を行うようお願いします。

写

26消安第314号

26食産第239号

26生畜第95号

平成26年4月13日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

食料産業局食品小売サービス課長

食品製造卸売課長

生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、熊本県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、熊本県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(別 記)

公益社団法人中央畜産会会長
公益社団法人日本獣医師会会長
公益社団法人日本農業法人協会会長
社団法人全国包装米飯協会会長
公益社団法人日本炊飯協会会長
公益社団法人日本食肉協議会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長
一般社団法人日本食鳥協会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国養鶏経営者会議会長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
日本成鶏処理流通協議会会長
全国たまご商業協同組合理事長
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長
東京食肉市場卸商協同組合理事長
社団法人全国食肉買参協会会長
一般社団法人日本鶏卵生産者協会会長
全国農業共済協会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
社団法人日本養鶏協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
全国飼料卸協同組合理事長
全国精麦工業協同組合連合会会長
公益社団法人畜産技術協会会長
国産鶏普及協議会会長
一般財団法人食品産業センター会長
公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長
日本百貨店協会会長

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長
無添加食品販売協同組合理事長
日本生活協同組合連合会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長
財団法人食料農商交流協会理事長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
全国総菜宅配協会会長
株式会社八社会代表取締役社長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
デリカサプライシステム協同組合代表理事
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人日本回転寿司協会
公益財団法人食の安全・安心財団理事長
一般社団法人日本加工食品卸協会会長
社団法人日本外食品卸協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
日本給食品連合会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第3セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長

全国青果卸売協同組合連合会会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長
全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人日本冷凍食品協会会長
一般社団法人日本パン工業会会長
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
全国餃子手づくり協会会長



食品安全委員会

Food Safety Commission

(別添2)

2004年 3月11日

2011年 7月 1日更新

(注)

鳥インフルエンザについて

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ わが国の鶏肉や鶏卵については、日々の殺菌・消毒等の衛生管理や発生時の出荷制限等の家畜防疫上の措置が行われています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外（主に東南アジア等）への渡航の場合は、注意が必要です。

○ 海外（主に東南アジア等）ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。

○ WHO（世界保健機関）は、鶏などの家きん類にH5N1亜型感染が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

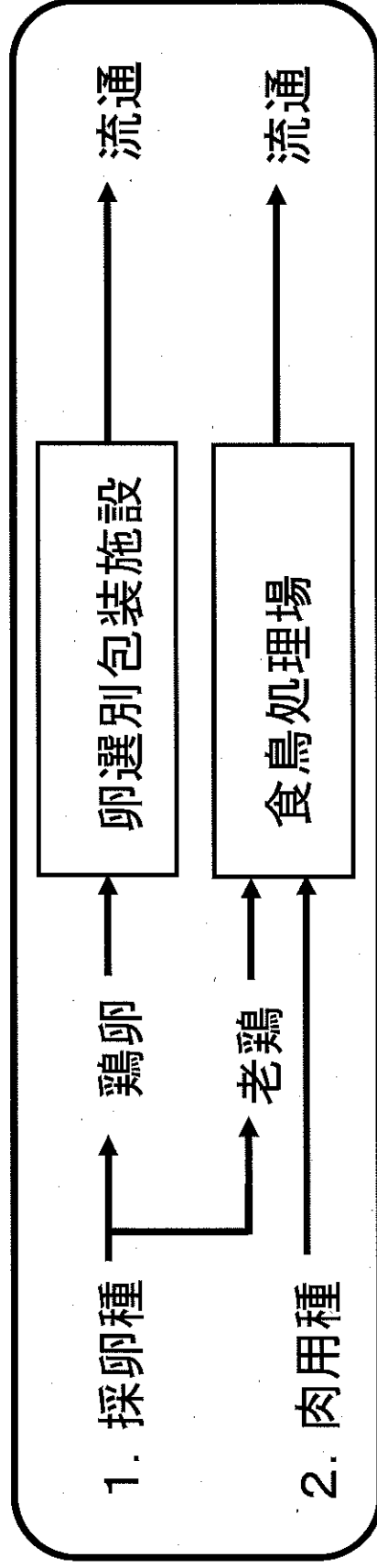
（注）最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。



〔参考情報〕

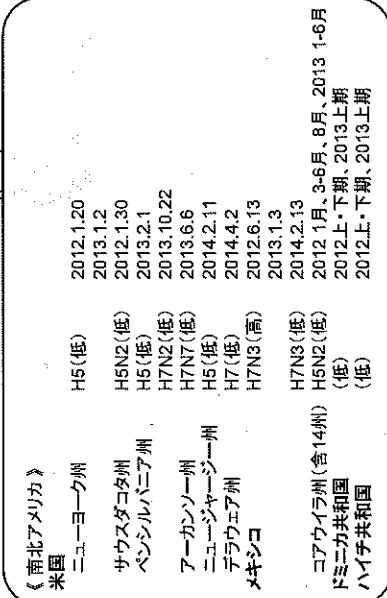
我が国においては、鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄・消毒されています。



我が国においては、高病原性鳥インフルエンザや低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鶏や鶏卵の出荷制限等の家畜防疫上の措置が迅速に行われます。

発生状況(2012年以降)

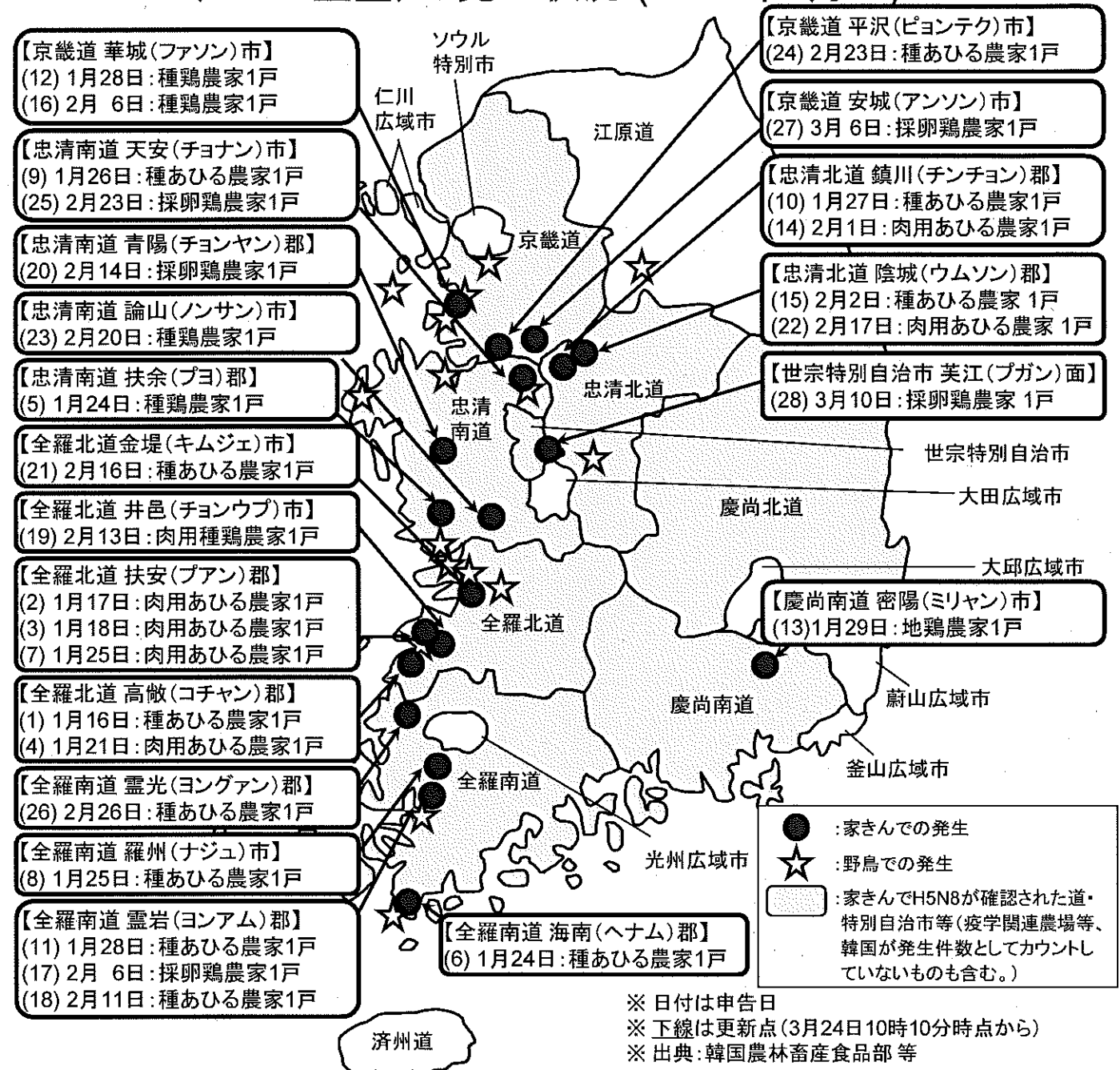


2014年4月7日現在

出典:OIE WAHID 及び FAO等

2014年3月31日10時00分現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型)の発生状況 (2014年1月～)



【発生状況】(3月31日1時時点)

- ・韓国当局の公表している発生件数:28件
- ・他に、発生農場周囲149農場、疫学関連15農場においてH5N8鳥インフルエンザが確認。

【野鳥での発生・対応状況】

- 1 野鳥検査(427件(3月31日1時時点))
 - ・陽性:16地域、36件(トモエガモ10件、マガモ5件、ヒシクイ4件、カルガモ2件、コガモ2件、マガン2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カイヅブリ1件、オオバン1件、糞便等7件)
- 2 対応
 - ・野鳥の検出地点から10km内の家さん農場の移動制限措置、30km内の家さん農場の臨床調査、周辺道路・家さん農場の消毒

【防疫対応状況】

- 1 殺処分(3月30日時点)
 - ・殺処分完了:1,186万8千羽(472戸)
 - ・殺処分予定:12万4千羽(3戸)
 - ・発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(あひる農場及び鶏農場:危険地域(3km)内を対象)
- 2 新たな対応
 - ・犬・豚の鳥インフルエンザの検査を実施。これまでに犬22頭がH5抗体陽性(忠清南道 天安市、扶余郡、安城市、羅州市の7件。すべて臨床症状なし)、豚はすべて陰性。抗体が検出された犬は、2回以上の精密検査の結果異常がない場合は、移動制限を解除し、調査・研究に供される。

平成 26 年 4 月 11 日
動 物 衛 生 課

【疾病発生情報】北朝鮮における鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生について

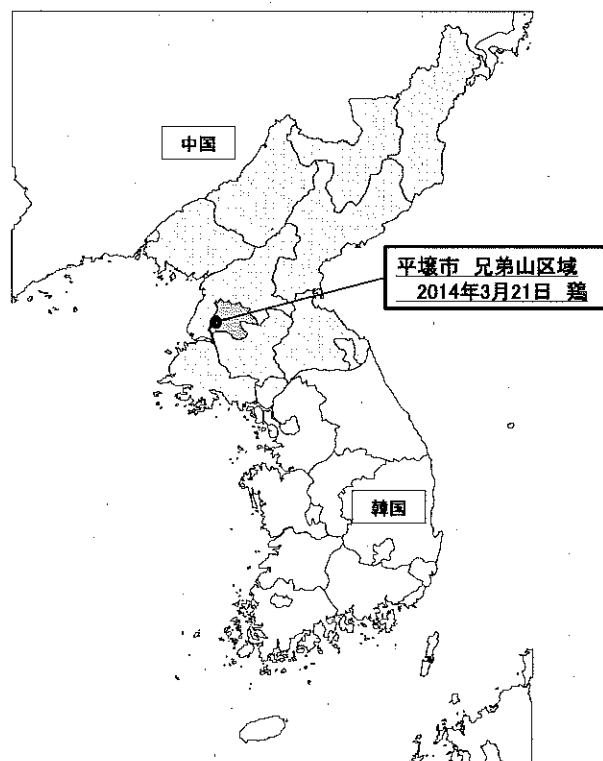
北朝鮮における鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生について、北朝鮮国営通信社である朝鮮中央通信の公表情報がありましたのでお知らせします。なお、本事例について 4 月 11 日 17 時時点で OIE への報告は確認できていません。

朝鮮中央通信公表情報（2014年4月9日付け）

（仮抄訳）

- ・北朝鮮で、昨年の 4 月に続き、最近再び鳥インフルエンザが発生。
- ・農業省局長のリ・ギョングン氏によると、3 月 21 日に平壤市の兄弟山区域に位置する下堂養鶏工場で鳥インフルエンザが発生し、現在、他の養鶏工場に伝播し続けている。
- ・今まで数万羽の鶏が斃死又はと殺される等、多くの経済的被害を受けている。
- ・今回の鳥インフルエンザのウイルスの亜型は H5N1 亜型と確定。
- ・鳥インフルエンザの伝播防止のために、国家獣医非常防疫委員会が組織され、全国に鳥インフルエンザ非常防疫が宣布された。
- ・これとともに、鳥インフルエンザの発生地域に対する交通の遮断、消毒対策、斃死した個体の埋却活動等を実施。
- ・しかし、鳥インフルエンザは根絶されず、引き続き伝播している。

【参考：北朝鮮における鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生状況】



食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第45回家きん疾病小委員会概要
(平成26年4月13日開催)

- 1 本病の防疫措置に当たっては、初動対応が何よりも重要であり、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限、迅速な殺処分、埋却及び消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 移動制限区域内の他の農場について、感染の有無を確認するため、速やかに発生状況検査を実施すること。
- 3 感染拡大防止のため、疑い農場及びそれと飼養者が同一の農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。そこで、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家からなる疫学調査チームを速やかに現地に派遣し、専門的な見地から感染経路の究明に当たると同時に防疫措置についても助言すること。
また、ウイルスの遺伝子解析の結果を疫学調査に反映すること。
- 5 特に人への感染予防の観点から、公衆衛生部局との連携を密にするとともに、野鳥の感染状況を踏まえて、環境部局との適切な関係を密にすること。

※当該事項は、感染の恐れのある生きた家きんと接触する防疫作業者に関するものであり、家きん卵、家きん肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない

資料 3－1

府内の対応について

熊本県における高病原性鳥インフルエンザ (H5亜型)の疑似患畜について(第1報)

平成26年4月14日
危機管理監
農林水産部

昨日、熊本県球磨郡多良木町で、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、熊本県では約11万羽の殺処分を開始しておりますので、ご報告します。

京都府では、即ちに各家畜保健衛生所が、100羽以上の養鶏農家に情報伝達するとともに、重ねて侵入防止の徹底を注意喚起しておりますので、ご報告します。

記

1 熊本県の発生概要

①発生疑い農場：熊本県球磨郡多良木町 肉用鶏 (約5万6千羽)

②飼養者同一農場：熊本県球磨郡相良村 肉用鶏 (約5万6千羽)

経過：4月12日 ①の農場から死亡羽数の増加の連絡。簡易検査陽性。

4月13日 遺伝子検査の結果、H5亜型であることを確認。

飼養管理者が共通の②の農場も疑似患畜農場と判定。

2 京都府の対応

本日、11時から、危機管理監をトップとする危機管理調整会議(熊本県における高病原性鳥インフルエンザ)を開催

(1) 養鶏場の対応

①各家畜保健衛生所から養鶏農場に熊本県で発生した旨を情報提供
異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底

②100羽以上の養鶏場の巡回指導

(2) 野鳥の対応

① 野鳥監視重点区域の巡視強化

鳥類が集団飛来する河川、ため池等府内64箇所において、大量死など野鳥の異常を重点的に監視

② 死亡野鳥等の簡易検査の実施

引き続き、感染リスクの高い34種について、死亡野鳥1羽から簡易検査を実施

(3) 正しい知識の普及

① 正確な情報の提供

家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通事業者及び製造者への情報提供を京都府ホームページ等で行う

② 適切な説明の巡回点検

店舗における不適切・不当な取扱の無いよう巡回点検を実施

韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型） 発生に対する京都府の対応

1 韓国の発生状況

- ・ 1/16 全羅北道高敞郡 種アヒル農場（2万1千羽飼養）で疑い
- ・ 3月31日現在発生農場、28件、発生農場周囲149農場、疫学関連15農場においてH5N8鳥インフルエンザが確認。
- ・ 野鳥検査において16地域、36件で陽性
- ・ 現在までに：472戸1,186万8千羽を殺処分完了

2 国の対応

○農林水産省

- ・ 動物衛生課長名で発生状況の周知、注意喚起及び飼養衛生管理基準の遵守、発生の早期発見・通報等の指導の徹底を通知。
- ・ 農林水産省のホームページで韓国の発生状況を随時、更新発信。

○環境省

- ・ 隣国の韓国における発生を踏まえて「対応レベル2」に変更。
- ・ 韓国での大量死亡から、トモエガモをリスク種に暫定的に追加。

3 京都府の対応

○家きん農場

- ・ 1/17 家畜保健衛生所が、1,000羽以上の養鶏農場及び関係機関に対して、韓国で鳥インフルエンザを疑う事例が発生したことの情報提供とともに農場への侵入防止の徹底を発信済み。
- ・ 1/20 続発等の詳細情報とともに、不急の渡航の自粛の要請を発信済み。
- ・ 1/23 発生の拡大を受けて全ての家きん飼養者に侵入防止の徹底を発信、100羽以上家きん飼養者を巡回して侵入防止対策を確認。

○野鳥(対応レベル2への変更)

- ・ 京都府の対応マニュアルに基づく感染リスクの高い鳥類にトモエガモ(暫定的)を追加、死亡野鳥があった場合は1羽から簡易検査を実施。
- ・ 各広域振興局等は、第1次重点箇所のうち、渡り鳥100羽以上、若しくは感染リスクの高い鳥類が集団飛来するため池や河川等61箇所を巡視完了し、異常無し。
- ・ 府HPにおける対応レベルの変更

(参考)我が国での高病原性鳥インフルエンザ発生の状況

シーズン	発生時期	発生都道府県	農場数	殺処分 万羽	特徴等	野鳥
15年秋～16年春	1月～3月	3(山口、大分、京都)	4	28	H5N1	カラス等
16年秋～17年春	(6月～1月)	2(茨城、埼玉)	41	578	H5N2(臨床 的症狀なし)	
17年秋～18年春						
18年秋～19年春	1月～2月	2(宮崎、岡山)	4	17	H5N1	1月下旬：熊本・クマタカ
19年秋～20年春						
20年秋～21年春	(2月～3月)	1(愛知)	7	160	抗体の確認 (ウズラ)	
21年秋～22年春						3道県(4月～5月)
22年秋～23年春	11月～3月	9(島根、宮崎、鹿児島、愛知、大分、和歌山、三重、奈良、千葉)	24	185	H5N1	16道府県 10月～3月
23年秋～24年春						
24年秋～25年春						
25年秋～26年春	4月	熊本県	1	11	H5	

京都府家きん飼養状況

平成26年2月1日現在

		採卵鶏		肉用鶏		あひる		その他		合 計	
		戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
1,000羽以上	山城	11	105,300	0	0	1	3,500	0	0	12	108,800
	南丹	11	534,800	8	94,000	1	24,000	0	0	20	652,800
	中丹	10	905,300	10	468,550	0	0	0	0	20	1,373,850
	丹後	3	19,500	3	47,000	0	0	0	0	6	66,500
	小計	35	1,564,900	21	609,550	2	27,500	0	0	58	2,201,950
100羽以上～ 1,000羽未満	山城	12	2,000	0	0	0	0	0	0	12	2,000
	南丹	3	800	3	2,100	1	500	0	0	7	3,400
	中丹	2	400	0	0	0	0	0	0	2	400
	丹後	3	800	0	0	0	0	0	0	3	800
	小計	20	4,000	3	2,100	1	500	0	0	24	6,600
1羽～ 100羽未満	山城	254	2,773	12	103	34	146	5	18	305	3,040
	南丹	159	1,995	10	220	15	228	2	70	186	2,513
	中丹	146	1,303	2	30	15	114	8	22	171	1,469
	丹後	91	1,035	0	0	7	13	3	16	101	1,064
	小計	650	7,106	24	353	71	501	18	126	763	8,086
合 計		705	1,576,006	48	612,003	74	28,501	18	126	845	2,216,636

資料 3－2

京都府高病原性鳥インフルエンザ等
対策本部等設置要綱など

京都府高病原性鳥インフルエンザ対策本部等設置要綱

○発生状況等に応じた体制を規定

組織	組織の長	対 象	発生状況	発生地域
警戒本部	副知事	家さん	府内への被害予測	近隣以外の複数府県
		死亡野鳥	確定	府内又は近隣府県
現地警戒本部	広域振興局長	家さん	府内への被害予測	近隣以外の複数府県
		死亡野鳥	確定	府内又は近隣府県
対策本部	知事(知事の指定する者)	家さん	発生	府内又は近隣府県
現地対策本部	広域振興局長			

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策マニュアル

○情報連絡体制を規定

- ・他府県の発生状況 → 危機管理調整会議等
- ・府内家さんでの段階別
 - ① 異常家さん通報 → 庁内関係者に連絡
 - ② 簡易検査 陽性 → 招集(待機):緊急動員 公表:プレスリリース
 - ③ PCR検査 陽性 → 招集(待機):本格動員 公表:対策本部会議開催
- ・府内野鳥での段階別
 - ① 簡易検査 陽性 → 庁内関係者に連絡 公表:プレスリリース
 - ② 確定検査 陽性 → 庁内・現地局等に連絡 公表:プレスリリース

○発生状況等に応じた体制の役割を明記

- ・府警戒本部 → 情報の収集、広報、防疫資材の調達
- ・現地警戒本部 → 市町村との調整、家畜保健衛生所の支援
- ・府対策本部 → 防疫対策の総合調整、国との連絡、自衛隊への派遣要請
- ・現地対策本部 → 発生農家の防疫措置、市町村、団体等との連携

○動員計画 緊急動員200名、本格動員800名(自衛隊へは府職員数と同等数を派遣要請)

家さん対応

- 発生の予防、早期の発見・通報、初動防疫を強化
- 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
 - ・焼却処理を中心とした処理体制の確保
- 発生予防のための監視と指導
 - ・定点モニタリング 毎月 府内12農場
 - ・家さん飼養農場 千羽以上農場の定期巡回
 - ・自家用家さん飼養者 全ての飼養者の状況把握
- 異常家さん等の発見及び検査の実施
 - ・1日の家さんの死亡率急増 通報
- 病性の判定
 - ・迅速な診断体制の確保(中丹家畜保健衛生所)
- 病性判定時の措置
- 発生農場における防疫措置
 - ・24時間体制、緊急動員 200人、本格動員 800人
- 通行の制限
- 移動制限区域及び搬出制限区域の設定
 - ・高病原性 移動制限半径3km 搬出制限半径10km
 - ・低病原性 移動制限半径1km 搬出制限半径5km
- 消毒ポイントの設置

野鳥対応

- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視
 - ・家さんやヒトへの感染予防及び感染拡大防止
 - ・希少鳥類・個体群の保全及び生物多様性を保全
- 発生状況に応じた対応レベル
 - ・レベル1 通常時 日常監視
 - ・レベル2 国内単発 監視強化
 - ・レベル3 国内複数発生 監視強化
 - ・野鳥監視重点区域 発生地対応
- リスク種
 - ・1 ハクチョウ、ハヤブサなど18種
 - ・2 カイツブリ、マガモなど16種
 - ・3 カワウ、コサギなど
 - ・その他
- 野鳥サーベイランス
 - 関係機関と連携、死亡野鳥等調査実施

京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部等設置要綱

○山城、南丹、中丹、丹後

広域振興局を中心に、地域の状況に応じた市町村、警察署等との連携による機動的な体制を規定

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱（改正後）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）に対する総合的な対策を関係部局の緊密な連携の下に講じるための京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部及び京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「対策本部等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対策本部の設置）

第2条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、関係部局の緊密な連携の下に、総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（対策本部の組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
2 本部長は、知事又は知事の指名する者をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、議会事務局長、教育委員会教育長及び警察本部長の職にある者に委嘱する。

（本部長の職務）

第4条 本部長は、対策本部の事務を総理する。
2 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に基づき、その職務を代理する。

（対策本部会議）

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要と認めたときに、本部長が招集する。
2 本部長が必要と認めたときは、対策本部以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議事項）

第6条 対策本部は、高病原性鳥インフルエンザ等に関し、次の事項に掲げる事項について審議し、総合的な対策を決定するものとする。
（1）指揮命令系統の確立に関すること。
（2）感染拡大防止、広報啓発等の企画・調整に関すること。
（3）国、他府県及び市町村との連絡調整に関すること。
（4）関係情報の総合収集・分析に関すること。
（5）現地対策本部との連絡調整に関すること。
（6）その他重要な高病原性鳥インフルエンザ等対策に関すること。

(専門家会議の設置)

第7条 本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等対策に関する技術的事項を検討するため、専門的知識を有する学識経験者等で構成する専門家会議を置くことができる。

2 専門家会議を構成する学識経験者等は、本部長が委嘱する。

(現地対策本部)

第8条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、発生地と対策本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、現地対策本部長及び現地対策本部員をもって構成する。

3 現地対策本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地対策本部員は、地域の実情に応じ、現地対策本部長が決定する。

(警戒本部)

第9条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において死亡野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、情報の収集・集約、養鶏農家等への防疫対策等の厳重な警戒体制を講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

2 警戒本部は、警戒本部長及び警戒本部員をもって構成する。

3 警戒本部長は、副知事をもって充てる。

4 警戒本部員は、警戒本部長が本部員となるべき者のうちから指名する者及び広域振興局長をもって充てる。

(現地警戒本部)

第10条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において死亡野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、警戒本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。

2 現地警戒本部は、現地警戒本部長及び現地警戒本部員をもって構成する。

3 現地警戒本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地警戒本部員は、地域の実情に応じ、現地警戒本部長が決定する。

(庶務)

第11条 対策本部及び警戒本部の庶務は、防災・原子力安全課及び農政課において処理する。

2 現地対策本部及び現地警戒本部の庶務は、京都府広域振興局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、対策本部等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

別表

危機管理監
知事室長
職員長
会計管理者
総務部長
政策企画部長
府民生活部長
文化環境部長
健康福祉部長
商工労働観光部長
農林水産部長
建設交通部長
防災監

京都府対策本部

京都府対策本部の事務分掌

部 名	主な事務分掌
危機管理監 防災監 農林水産部副部長 (事務局) ・危機管理・防災課 ・消防安全課 ・農政課 ・各部局危機管理担当職員	① 府対策本部の運営に関すること 各部局との連絡調整 府対策本部会議の開催 現地対策本部との連絡調整 関係機関への情報伝達 ② 対策全般の総合調整に関すること ③ 国・市町村との連絡調整に関すること ④ 情報・データの一元管理に関すること ⑤ 定時記者発表等広報に関すること ⑥ 相談窓口の運営に関すること（府民生活部と共管） ⑦ 広域振興局との調整に関すること
農林水産部	① 防疫（家きん、野鳥等）対策に関すること ② 府対策本部との調整に関すること ③ 家畜保健衛生所との調整に関すること ④ 農林水産省・環境省との連携・調整 ⑤ 京都府高病原性鳥インフルエンザ専門家会議の運営に関すること ⑥ 防疫資材の確保に関すること ⑦ 風評被害対策に関すること
知事直轄組織 (知事室長付) (会計管理者) (職員長付)	① 報道機関との調整等に関すること ② 緊急支出の審査・支払に関すること ③ 職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関すること
総務部	① 緊急予算編成、要望等に関すること ② 焼・埋却地の選定等に関すること（市町村との調整） ③ 防疫資材の確保に関すること（農林水産部と共管）
政策企画部	① 防疫活動の支援に関すること
府民生活部	① 相談窓口の運営に関すること（調整部と共管） ② 防疫活動の支援に関すること
文化環境部	① 埋却地周辺に係る水質等環境検査、環境省との連絡調整に関すること ② 私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関すること

部 名	主な事務分掌
健康福祉部	① 地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する こと（知事直轄と共管） ② 食鳥処理施設等に関すること ③ 動物取扱業に関すること ④ 愛玩鳥に関すること ⑤ 保育園、介護施設等に関すること ⑥ 防疫活動の支援に関すること
商工労働観光部	① 特別経営相談に関すること ② 観光対策に関すること
建設交通部	① 道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ② 消毒資機材等の輸送調整に関すること ③ 建設業協会等との調整に関すること
教育庁	① 公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含 む。） ② 学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関すること
警察本部	① 発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関す ること ② 治安の維持、防犯対策に関すること
議会事務局	① 府議会議員との情報連絡等に関すること
現地対策本部 （広域振興局）	① 現地対策本部の運営 ② 市町村等との連絡調整 ③ 焼・埋却地に関する地元調整 ④ 消毒ポイントの現地運営 ⑤ 家畜保健衛生所の支援 ⑥ 防疫資材以外の必要物品の確保（現地のテント、簡易ト イレ等）

高病原性鳥インフルエンザ初動訓練マニュアル

■目的

冬の渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、万が一に備え、採卵鶏農場での高病原性鳥インフルエンザの発生を想定し、

- ①発生から初動動員までの本庁関係者等への情報伝達
- ②連絡対策本部会議の設置
- ③緊急動員者に対する模擬健診や着脱等に
係る初動訓練を行う。

■訓練内容

- ・北海道等において、高病原性鳥インフルエンザによる死亡野鳥が発生したため、ため池や野鳥のねぐら等の監視強化重点箇所を巡視中。
- ・南丹管内の採卵鶏10万羽規模、勤務時間外での発生を想定。

1 異常家さん多数発生 of 通報 (第 1 報)

8 : 3 0

(1) 発生現地家畜保健衛生所から連絡

南丹家畜保健衛生所長より畜産課長の携帯メールに連絡 (報告は下記の例文)

件名 : (訓練) 京都町の養鶏農家より異常家さん多数発生 of 通報あり。
「本日、午前 8 時 20 分に京都町 みやこ養鶏場 (採卵鶏 10 万羽規模) より異常家さんの通報あり。」

(2) 連絡体制

ア 畜産課 → 庁内関係者、家畜保健衛生所

畜産課長から以下の関係者の携帯メールに第 1 報を連絡。(報告は下記の例文)

- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課部長付副課長
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 総務部長
- ・ 連絡調整チーム参事
- ・ 給与厚生課長
- ・ 防災・原子力安全課長
- ・ 防災・原子力安全課参事
- ・ 健康福祉総務課長
- ・ 監理課長
- ・ 各家畜保健衛生所長 (山城、南丹、中丹、丹後)
- ・ 総務調整課長
- ・ 会計課長
- ・ 企画総務課長
- ・ 府民総務課長
- ・ 文化環境総務課長
- ・ 産業労働総務課長
- ・ 議会事務局総務課長
- ・ 教育庁総務企画課長
- ・ 府警察本部整備第 1 課 (電話連絡)

メール文例

件名 : (訓練) 京都町養鶏農家から異常家さん多数発生 of 通報あり (第 1 報)
「農林水産部畜産課長 奥野より緊急連絡。本日、午前 8 時 20 分に京都町内の養鶏農家からの鳥インフルエンザの疑いのある家さんが多数死亡しているとの通報を受け、南丹家畜保健衛生所にて農場への立入検査及び簡易検査を直ちに実施し、その結果については後刻連絡する予定。
午前 9 時 15 分目途に府庁に参集するとともに、初動要員関係職員を同時に午前 9 時 15 分目途に本庁へ招集し、各関係者へも連絡のこと。本件については、広報発表までは取扱注意。」

※受信した場合は、「了解」の返信メールをする。(連絡体制の確認)

イ 家畜保健衛生所→広域振興局等

各家畜保健衛生所長（現地を含む）は、現地対策本部へ連絡する。

（例）企画総務部総務室長及び農林商工部企画調整室長

※連絡は一次連絡先までを想定

ウ 農林水産部→二役等

農林水産部副部長から①～④の携帯メールに連絡する。

- ①知事室長
- ②秘書課長
- ③知事・副知事秘書
- ④広報課長

（３）防災・原子力安全課→自衛隊

防災・原子力安全課から自衛隊へＰＣメール（ＦＡＸ併用）送信

（４）初動要員の参集（各関係課長等→関係職員）

畜産課長から連絡を受けた各関係課長等は連絡表により下記の各所属職員に連絡するとともに、次の初動要員を本庁へ参集させる。

- ・農政課参事 → 農林水産部 各課長、参事、
林務事務所長、京乙普及センター所長
→ 各課、所より各課２号動員職員
- ・農政課部長付副課長 → 農政課各副課長（２号動員）、危機管理担当者
- ・給与厚生課長 → 給与厚生課副課長（総務担当）
→ （職員動員に係る担当職員）
- ・健康福祉総務課長 → 健康福祉総務課 部長付副課長
→ 健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長
- ・監理課長 → 監理課副課長（企画調整担当）
- ・防災・原子力安全課長 → 防災・原子力安全課関係職員
- ・畜産課長 → 畜産課職員
- ・各家畜保健衛生所長 → 各家畜保健衛生所関係職員
- ・総務調整課長 → 府有資産活用課長
(府庁内、児童相談所、婦人相談所の駐車スペースの確保)

（５）緊急動員班職員（防疫作業）の招集指示

○職員長Ｇは、農林水産部と動員規模について協議の上（第１陣５０名：バス１台移動規模）で、庁内各部へ緊急動員班の職員動員について指示する。

（２陣目以降は追って連絡を指示。）

○庁内各部は、職員長Ｇの指示により第１陣５０名の職員動員の招集を行う。

○農林水産部は、緊急動員職員、緊急動員後方支援職員の動員招集を行う。

- ・農政課長から連絡 → 部内各課長、参事、林務事務所長、京乙普及センター所長
- ・農林水産部各課長 → 緊急動員職員
- ・林務事務所長 → 緊急動員後方支援職員
- ・京乙普及センター所長
- ・農政課参事 → 農政課 緊急動員職員
緊急動員後方支援職員

件名（訓練）鳥インフル緊急動員参集

鳥インフル緊急動員後方支援職員は、午後１時に福利厚生センター４Ｆスゴーツフロアに集合のこと

鳥インフル緊急動員職員は、午後１時３０分にへ福利厚生センター４Ｆスゴーツフロアに集合のこと

(6) 対策本部事務局の設置

- 防災・原子力安全課は、対策本部事務局を設置するため、次の職員に連絡をする。
- ・防災・原子力安全課職員 → 非常時専任職員（1号）
→ 事務局担当職員
(防災・原子力安全課、消防安全課、農政課)

件名（訓練）事務局員参集

高病原性鳥インフルエンザ等対策本部事務局を設置する。参集すること。

（1）発生現地家畜保健衛生所からの連絡

南丹家畜保健衛生所長より畜産課長へ携帯メールに連絡（報告は下記の例文）

件名：（訓練）高病原性鳥インフルエンザ等「疑い事例」の発生
「京都町の養鶏農家の異常家さんを簡易検査の結果、陽性と判明。」

（2）連絡体制

ア 畜産課長 → 庁内関係者等

農政課長 → 庁内関係者等

畜産課長及び農政課長は、以下の関係者の携帯メール等に第2報を連絡。

（報告は下記の例文）

○畜産課から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長（*）
- ・農政課参事（*）
- ・農政課部長付副課長

○農政課長から連絡（*畜産課長メールを転送対応）

- ・危機管理監
- ・防災監
- ・総務部長
- ・連絡調整チーム参事
- ・給与厚生課長
- ・防災・原子力安全課長
- ・防災・原子力安全課参事
- ・健康福祉総務課長、
- ・監理課長
- ・各家畜保健衛生所長（山城、南丹、中丹、丹後）
- ・総務調整課長
- ・会計課長
- ・企画総務課長
- ・府民総務課長
- ・文化環境総務課長
- ・産業労働総務課長
- ・議会事務局総務課長
- ・教育庁総務企画課長

○農政課参事から連絡（*畜産課長メールを転送対応）

- ・農林水産部幹部職員（部内各課長、参事、林務事務所長、京乙普及センター所長）

○農政課部長付副課長から連絡

- ・府警察本部整備第1課（電話連絡）

メール文例

件名：（訓練）高病原性鳥インフルエンザ等「疑い事例」の発生（第2報）
「農林水産部畜産課長 奥野より緊急連絡。本日、午前8時20分に京都町内の養鶏農家にて高病原性鳥インフルエンザ等を疑う事例が発生し、簡易検査の結果、陽性と判明。直ちに精密検査を実施し、その結果については後刻連絡する予定。
本件については、広報発表までは取扱注意。」

※農政課長から受信した場合は、「了解」の返信メールをする。（連絡体制の確認）

イ 家畜保健衛生所→広域振興局等

各家畜保健衛生所長は、現地対策本部へ連絡する。

(例) 企画総務部総務室長及び農林商工部企画調整室長

※連絡は一次連絡先までを想定

ウ 農林水産部→二役等

農林水産部副部長から①～⑤の携帯メールに連絡する。

- ①知事室長
- ②秘書課長
- ③知事・副知事秘書
- ④広報課長
- ⑤議会事務局長

エ 関係機関等への連絡

畜産課及び農政課長から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者(機関)へ連絡を行う。

- ・農政課 → 畜産関係団体 (FAX送信)
- ・給与厚生課長 → 給与厚生課副課長 (総務担当)
→ (職員動員の対応に係る担当職員)
- ・健康福祉総務課長 → 健康福祉総務課 部長付副課長
→ 健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長
- ・監理課長 → 監理課副課長 (企画調整担当)
- ・防災・原子力安全課 → 自衛隊
- ・総務調整課長 → 府有資産活用課長
(府庁、児童相談所、婦人相談所の駐車スペース確保)
- ・畜産課 → 政策法務課参事 (公報発行)

3 連絡本部会議の開催 9:45~10:15

危機管理監を本部長とする「連絡本部」を設置し、直ちに「連絡本部」会議を開催する。なお、「連絡本部」会議の開催に当たっては、原則、報道陣にすべて公開で行う。

府対策本部 → 各部主管課防災担当副課長、各広域振興局総務室防災担当副室長
(議会事務局、教育庁、警察本部含む)に会議招集を連絡
発信連絡: 9時20分

高病原性鳥インフルエンザ等連絡本部会議を下記のとおり開催いたしますので、関係者の出席をお願いします。

- 1 日時 11月27日(火) 午前9時45分から
2 場所 福利厚生センター 災害対策本部(第1会議室)
※ 広域振興局はテレビ会議での参加をお願いします。

○位置づけ

本訓練では、発生にあたり具体的な実務を担う者を参集することとする。

○参集予定者(代理可)

危機管理監

防災監、防災・原子力安全課長、参事

知事直轄組織 : 秘書課長、給与厚生課長、会計課長、広報課長

総務部 : 総務調整課長

政策企画部 : 企画総務課長

府民生活部 : 府民総務課長

文化環境部 : 文化環境総務課長

健康福祉部 : 健康福祉総務課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長

商工労働観光部 : 産業労働総務課長

農林水産部 : 農林水産部長、副部長、技監、農政課長、農政課参事、畜産課長、森林保全課長

建設交通部 : 監理課長

議会事務局 : 総務課長

教育庁 : 総務企画課長

警察本部 : 警備部警備第1課

広域振興局 : 現地対策本部事務局(企画総務部及び農林商工部)

※テレビ参加

○内容

- ①発生状況報告
②対応状況報告
③講評

4 実地訓練報告 10:15~11:00

- | | | |
|--------------------|---------------|-----|
| ・農場実地訓練報告 | (南丹家畜保健衛生所長) | 7分 |
| ・輸送・焼却実地訓練報告 | (畜産課長) | 5分 |
| ・農場実地訓練講評 | (南丹広域振興局長) | 3分 |
| ・高病原性鳥インフルエンザの最新情報 | (京都産業大学 大槻教授) | 30分 |

5 緊急動員（防疫作業員）【50名規模】の招集 13:00～15:00

- (1) 緊急動員後方支援職員の参集 13:00
 - ・緊急動員職員受入準備
- (2) 緊急動員職員の参集 13:30
- (3) 健康管理訓練
 - ・動員者の受付
 - ・作業前の健康調査
問診票の配布
検温、血圧測定
 - ・作業前の防護服着用訓練
 - ・作業後の防護服脱衣訓練
- (4) 防疫作業等の説明（10/4 農場訓練の報告） 14:30
 - ・中丹家畜保健衛生所、広域防疫対策センター長

（１）中丹家畜保健衛生所から連絡

中丹家畜保健衛生所長より畜産課長へ携帯メールに連絡（報告は下記の例文）

件名：（訓練）高病原性鳥インフルエンザ等の発生確定
「京都町 みやこ養鶏農家（採卵鶏10万羽飼育）にて高病原性鳥インフルエンザ等の発生を確認」

（２）連絡体制

ア 畜産課長 → 庁内関係者等

農政課長 → 庁内関係者等

畜産課長及び農政課長は以下の関係者の携帯メールに第3報を緊急連絡。

（報告は下記の例文）

○畜産課長から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長（＊）
- ・農政課参事（＊）
- ・農政課部長付副課長

○農政課長から連絡（＊畜産課長メールを転送対応）

- ・危機管理監
- ・防災監
- ・総務部長
- ・連絡調整チーム参事
- ・給与厚生課長
- ・防災・原子力安全課長
- ・防災・原子力安全課参事
- ・健康福祉総務課長
- ・監理課長
- ・各家畜保健衛生所長（山城、南丹、中丹、丹後）
- ・総務調整課長
- ・会計課長
- ・企画総務課長
- ・府民総務課長
- ・文化環境総務課長
- ・産業労働総務課長
- ・議会事務局総務課長
- ・教育庁総務企画課長

○農政課参事から連絡（＊畜産課長メールを転送対応）

- ・農林水産部幹部職員（部内各課長、参事、林務事務所長、京乙普及センター所長）

○農政課部長付副課長から連絡

- ・府警察本部整備第1課（電話連絡）

メール文例

件名：（訓練）高病原性鳥インフルエンザ等の発生確定（第3報）
「農林水産部畜産課長 奥野より緊急連絡。京都町の養鶏農家（採卵鶏10万羽飼育）にて高病原性鳥インフルエンザ等の発生を確認。連絡対策本部から対策本部とする。本件については、広報発表までは取扱注意。」
これをもって訓練を終了する。

イ 家畜保健衛生所→広域振興局等

各家畜保健衛生所長は、現地対策本部へ連絡する。

(例) 企画総務部総務室長及び農林商工部企画調整室長

※連絡は一次連絡先までを想定

ウ 農林水産部→二役等

農林水産部副部長から①～⑤の携帯メールに連絡する。

- ①知事室長
- ②秘書課長
- ③知事・副知事秘書
- ④広報課長
- ⑤議会事務局長

エ 関係機関への連絡

畜産課及び農政課長から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者(機関)へ連絡を行う。

- ・農政課 → 畜産関係団体 (FAX送信)
- ・防災・原子力安全課 → 自衛隊